

平成31年度より

「町道民税」の 配偶者控除 配偶者特別控除

の内容が変わります

税制改正により、平成30年分(平成30年1月1日から12月31日)の所得から、「配偶者控除(※1)」及び「配偶者特別控除(※2)」の適用条件や控除額が変わることになりました。

これにより、配偶者が今まで以上に働いて収入を得たとしても、配偶者控除等の税控除を受けることができるようになりましたが、配偶者の所得が増えることで社会保険の扶養から外れるなどの影響をおよぼす場合もありますので、注意が必要です。

(※1)「配偶者控除」とは、納税義務者に生計を一とする所得金額38万円以下(年収103万円以下)の配偶者がいる場合に受けられる税控除のことを言います。(控除額;所得税38万円、町道民税33万円)

(※2)「配偶者特別控除」とは、配偶者の所得が38万円を超えた場合でも、所得金額に応じて受けられる税控除を言います。(控除額は段階的に金額が変わります)

■「町道民税」の配偶者控除・配偶者特別控除の改正内容

		改正前	改正後
配偶者控除	納税者本人の所得制限	なし	合計所得 1,000万円以下
	控除額	一律 33万円 ※ 70歳以上の場合 38万円	本人の合計所得額による 33万円、22万円、11万円
配偶者特別控除	納税者本人の所得制限	合計所得 1,000万円以下	合計所得 1,000万円以下
	配偶者の所得制限	合計所得金額 38万円 76万円未満	合計所得金額 38万円 123万円以下
	控除額	配偶者の合計所得金額に応じて 控除額設定	配偶者の合計所得金額に応じて 控除額設定 + 本人の合計所得額により異なる

※平成31年度分以後の町道民税から適用されます。

■配偶者の収入(所得)が増えることで影響をおよぼす可能性

今回の税改正により、配偶者の収入(所得)が一定程度増えても、納税者本人が配偶者控除等の税控除を受けられる幅が広がりましたが、配偶者の収入が増えると次のようなことが起きる可能性がありますので、ご注意ください。

- ① 配偶者本人の所得税や町道民税が課税される、または増額になる。
- ② 家族手当(配偶者手当)が受けられなくなる。
- ③ 社会保険の扶養から外れる。

■控除額一覧表

【改正前】

		配偶者の合計所得											
所得		38万円以下	40万円未満	45万円未満	50万円未満	55万円未満	60万円未満	65万円未満	70万円未満	75万円未満	76万円未満	76万円以上	
年収		103万円以下	105万円未満	110万円未満	115万円未満	120万円未満	125万円未満	130万円未満	135万円未満	140万円未満	141万円未満	141万円以上	
控除の種類		配偶者控除		配偶者特別控除									なし
		老人控除											
納税者本人の合計所得	1,000万円以下	33万円	38万円	33万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	-
	1,000万円超	33万円	38万円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



【改正後】

		配偶者の合計所得											
所得		38万円以下	85万円以下	90万円以下	95万円以下	100万円以下	105万円以下	110万円以下	115万円以下	120万円以下	123万円以下	123万円超	
年収		103万円以下	150万円以下	155万円以下	160万円以下	167万円以下	175万円以下	183万円以下	190万円以下	197万円以下	201万円以下	201万円超	
控除の種類		配偶者控除		配偶者特別控除									なし
		老人控除											
納税者本人の合計所得	900万円以下	33万円	38万円	33万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	-
	950万円以下	22万円	26万円	22万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
	1,000万円以下	11万円	13万円	11万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
	1,000万円超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※老人控除→70歳以上の配偶者

■改正のポイント (納税者本人の所得が900万円以下の場合)

- ① 配偶者控除額33万円の対象となる配偶者の年収上限が引き上げられる

・適用される配偶者年収

<改正前> 110万円未満 → <改正後> 155万円以下

- ② 配偶者特別控除が拡大される

・適用される配偶者年収

<改正前> 103万円～141万円 → <改正後> 103万円～201万円

※お問い合わせは、町民課賦課担当(☎2-4294 内線131)まで